

- 484 こん包業
- 4841 こん包業(組立こん包業を除く)
主として運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受ける事業所をいう。
○荷造業；貨物こん包業
- 4842 組立こん包業
主として海上輸送のために、設備された機械により各種包装材料を加工し、こん包容器を組立てて工業製品の外装を行う事業所をいう。
○組立こん包業；工業製品組立こん包業；輸出こん包業
- 485 運輸施設提供業
- 4851 鉄道施設提供業
鉄道施設を使用して営業を行う者に対し、主として貸し付けることを目的として、鉄道施設を提供する事業所をいう。
ただし、主として設計・監督を行う事業所は大分類Q－サービス業(他に分類されないもの)[8051]に分類される。
○鉄道施設提供業(第三種鉄道事業者)
- 4852 道路運送固定施設業
道路運送車両などの用に供するため料金をとつて道路、橋りょう又はトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
○自動車道業；有料道路・有料橋経営業
×自動車一時駐車場業[6931]
- 4853 自動車ターミナル業
乗合バス及び特別積合せトラックの用に供するため料金をとつて一般自動車ターミナルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
○バスターミナル業；トラックターミナル業
- 4854 貨物荷扱固定施設業
貨物の荷扱いのため荷扱場、荷役桟橋設備などを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
○荷さばき施設提供業

4855 桟橋泊きよ業

　けい船岸壁、上屋その他のふ頭施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○ふ頭業

4856 飛行場業

　主として飛行場を民間航空機に使用させる事業所をいう。

○国際空港；地方空港；ヘリポート

489 その他の運輸に附帯するサービス業

4891 海運仲立業

　主として船舶による貨物の運送又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託のあっせんを行う事業所をいう。

○海運仲立業

4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業

　他に分類されない運輸に附帯するサービスを行う事業所をいう。

○検数業；検量業；船積貨物鑑定業；水先業；サルベージ業；海難救助業；航路標識事務所(灯台)；航空無線標識所(航空灯台)；通運計算業；綱取業；曳船業；港湾運送関連業(他に分類されないもの)；観光協会；道路パトロール業；鉄道線路補修業；水路測量業；海上交通センター；通関業

×船舶解体請負業[9099]；船舶給水業[3611]

大分類F－製造業

総 説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

製造業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新製品の製造加工を行う事業所であること。

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

(2) 新製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

(ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。

(イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。

(ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売すること。

(エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業となる。

したがって、製造小売業は製造業としない。

事業所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加

工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

また、主として管理事務を行う本社、本店などの扱いは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とし、その活動が製造業であればこれらの非生産現場も製造業に分類されるが、別の場所にある自己製品の販売事業所は大分類J—卸売・小売業に分類される。

製造業と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は大分類A—農業又は大分類C—漁業に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の従業者がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず、大分類C—漁業に分類される。

(ウ) 木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず、大分類B—林業に分類される。

(2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスター・テープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

(3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として家庭消費者に直接販売するため製造加工（製造小売）を行うものは製造業とせず、大分類J—卸売・小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず、大分類J—卸売・小売業に分類される。

(4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

(ア) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理の

ために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていないなくても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

(イ) 貸 加 工 業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る貸加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による貸加工業は製造業としない。

(ウ) と 畜 場

と畜場は大分類Q—サービス業（他に分類されないもの）[9321]に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

中分類09—食料品製造業

総 説

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

- (1) 畜産食料品、水産食料品などの製造
- (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造
- (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造
- (4) 精穀、製粉及びでんぶん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造
- (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造

なお、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業に分類される。

主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附隨する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類J—卸売・小売業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

091 畜産食料品製造業

0911 肉製品製造業

主としてソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

○食肉加工業；肉缶詰製造業；ソーセージ製造業；ハム製造業；ベーコン製造業；冷凍食肉製造業

×魚肉ハム・ソーセージ製造業 [0923]；と畜場 [9321]；鯨ベーコン製造業 [0929]

0912 乳製品製造業

主として牛乳及びバター、チーズ、粉乳、練乳、クリーム、アイスクリームなどの乳製品（乳製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

主として生乳やクリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は大分類J—卸売・小売業 [57] に分類される。

○市乳製造業；乳製品製造業；粉乳製造業；練乳製造業；バター製造業；チーズ製造業；アイスクリーム製造業；乳酸菌飲料製造業；発酵乳製造業；カゼイン製造業
×マーガリン製造業 [0983]

0919 その他の畜産食料品製造業

主として他に分類されない畜産食料品を製造する事業所をいう。

- 加工卵製造業；乾燥卵製造業；液卵製造業；はちみつ処理加工業；食鳥処理加工業

092 水産食料品製造業

0921 水産缶詰・瓶詰製造業

主として魚介類（鯨を含む），海藻類を原料として水産缶詰・瓶詰を製造する事業所をいう。

- 水産缶詰・瓶詰製造業；魚缶詰・瓶詰製造業；かに缶詰製造業；海藻缶詰・瓶詰製造業；水産つくだ煮瓶詰製造業

×魚介類つぼ詰製造業 [0929]；海藻類つぼ詰製造業 [0922]

0922 海藻加工業

主として海藻を原料として海藻加工品（寒天を含む）を製造する事業所をいう。

海藻缶詰・瓶詰を製造する事業所は細分類 0921 に，海藻つくだ煮を製造する事業所は細分類 0929 に分類される。

- こんぶ製造業；とろろこんぶ製造業；酢こんぶ製造業；焼のり製造業；味付けのり製造業；わかめ製造業；あらめ製造業；ふのり製造業；ひじき製造業；海藻類つぼ詰製造業；天屋（寒天を製造するもの）；寒天製造業

×のり採取業（採取し乾燥するもの）[0317]；海藻缶詰・瓶詰製造業 [0921]；海藻つくだ煮製造業 [0929]

0923 水産練製品製造業

主としてかまぼこ，焼ちくわ，揚げかまぼこなどの水産練製品及び魚介類（鯨を含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造する事業所をいう。

- かまぼこ製造業；焼きちくわ製造業；揚げかまぼこ製造業；はんべん製造業；水産練製品製造業；魚肉ハム・ソーセージ製造業

×冷凍すり身製造業 [0926]；生すり身製造業 [0929]

0924 塩干・塩蔵品製造業

主として塩干魚介類，塩蔵魚介類を製造する事業所をいう。

- 塩蔵魚介類製造業；塩魚製造業

×干魚製造業[0929]；味りん干製造業[0929]

0925 冷凍水産物製造業

主として水産物（鯨を含む）を原料として凍結設備を使用して冷凍品を製造する事業所をいう。

○冷凍魚介類製造業

×冷凍水産食品製造業 [0926]；冷凍すり身製造業 [0926]

0926 冷凍水産食品製造業

主として水産物（鯨を含む）を原料として前処理（洗浄、内臓の除去など）を施し、凍結設備を使用して急速凍結を行って凍結状態のまま包装した冷凍水産食品を製造する事業所をいう。

主として水産物（鯨を含む）を原料として冷凍調理食品を製造する事業所は小分類 099 [0995] に分類される。

○冷凍水産食品製造業；冷凍すり身製造業

×冷凍野菜・果物製造業 [0931]；冷凍調理食品製造業 [0995]

0929 その他の水産食料品製造業

主として他に分類されない水産食料品を製造する事業所をいう。

主な製品は、素干（すぼし）魚介類、煮干魚介類、くん製魚介類、節類、削節類、塩辛製品、水産つくだ煮、水産漬物などである。

○麹節製造業；水産くん製品製造業；生すり身製造業；つくだ煮製造業（水産物のもの）；するめ製造業；いりこ製造業；干魚製造業；干しアワビ製造業；味りん干製造業；身欠きにしん製造業；切するめ製造業；のりつくだ煮製造業；削節製造業；塩辛製造業；水産漬物製造業；水産珍味加工品製造業；海藻つくだ煮製造業；魚介類つぼ詰製造業；鯨ベーコン製造業

093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）

主として果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

主な製品は、果実・野菜の水煮、果実シロップ漬け、ジャム、マーマレード、果実バター、果実・野菜のジュース原液及びスープ、乾燥野菜・果実などである。

野菜漬物を製造する事業所は細分類 0932 に分類される。

○野菜缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）；野菜漬物缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）；果実缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）；乾燥野菜製造業；乾燥果物製造業；乾燥きのこ製造業；冷凍野菜製造業；冷凍果物製造業；ジャム・マーマレード製造業；

ジュース原液製造業；ゼリー製造業；ピーナッツバター製造業；乾燥芋製造業；干しがき製造業；かんぴょう製造業；マッシュポテト製造業
×煮豆製造業 [0996]；野菜漬物製造業 [0932]

- 0932 野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）
主として野菜及び果実を原料として漬物を製造する事業所をいう。
本分類に含まれる漬物は野菜、果実を塩、しょう油、味噌、酒かす、酢などに浸せき（漬）加工した保存用食品漬物などである。
○野菜漬物製造業；果実漬物製造業
×水産漬物製造業 [0929]；野菜漬物缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）[0931]

094 調味料製造業

0941 味そ製造業

主として味そを製造する事業所をいう。
○味そ製造業；醸造業（主として味そを製造するもの）；粉味そ製造業
×なめ味そ製造業 [0999]

0942 しょう油・食用アミノ酸製造業

主としてしょう油及び食用アミノ酸を製造する事業所をいう。
○しょう油製造業；醸造業（主としてしょう油を製造するもの）；粉しょう油製造業；
固形しょう油製造業；食用アミノ酸製造業

0943 うま味調味料製造業

主としてこんぶ、かつお節などのうま味成分であるグルタミン酸ナトリウム、イノシン酸ナトリウムなどのうま味調味料を製造する事業所をいう。
○グルタミン酸ナトリウム製造業；核酸系調味料製造業（イノシン酸ナトリウム又はグアニル酸ナトリウムを製造するもの）；複合うま味調味料製造業（グルタミン酸ナトリウムと核酸系調味料との複合調味料を製造するもの）

0944 ソース製造業

主としてソース類を製造する事業所をいう。
○ソース製造業；トマトソース製造業；トマトケチャップ（トマトピューレ）製造業；
ウスターソース製造業；マヨネーズ製造業

0945 食酢製造業

主として食酢を製造する事業所をいう。

- 食酢製造業；醸造業（主として食酢を製造するもの）

0949 その他の調味料製造業

主として他に分類されない調味料を製造する事業所をいう。

- 香辛料製造業；カレー粉製造業；固形カレー製造業；とうがらし粉製造業；七味とうがらし製造業；にっけい粉製造業；わさび粉製造業；こしょう製造業；濃縮そば汁製造業；にんにく粉製造業

095 糖類製造業

0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）

主として国内産の甘味資源作物を原料として、砂糖を製造する事業所をいう。

- 甘しゃ（蔗）糖製造業（粗糖、含みつ糖又は耕地白糖を製造するもの）；てん菜糖製造業（てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの）

0952 砂糖精製業

主として購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所をいう。

購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

- 砂糖精製業；氷砂糖製造業；角砂糖製造業；糖みつ製造業
×砂糖菓子製造業 [0979]

0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業

主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖を製造する事業所をいう。

- ぶどう糖製造業；グルコース製造業；水あめ製造業；麦芽糖製造業；異性化糖製造業

096 精穀・製粉業

0961 精米業

主として米穀のとう（搗）精を行う事業所をいう。

- 精米業

0962 精麦業

主として大麦、裸麦の精穀を行う事業所をいう。

主な製品は、押麦、切断麦などである。

○精麦業

0963 小麦粉製造業

主として小麦粉を製造する事業所をいう。

○小麦粉製造業

0969 その他の精穀・製粉業

主として穀粉（小麦粉を除く）を製造する事業所をいう。

主な製品は、米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉などである。

○穀粉製造業；米粉製造業；そば粉製造業；とうもろこし粉製造業；豆粉製造業；きな粉製造業；みじん粉製造業；はったい粉製造業；香せん（燕）製造業

×小麦粉製造業 [0963]

097 パン・菓子製造業

0971 パン製造業

主として食パン、菓子パンなどのパン類を製造する事業所をいう。

主として乾パンを製造する事業所は細分類 0973 に分類される。

○食パン製造業；菓子パン製造業

×蒸しパン製造業 [0972]；乾パン製造業 [0973]；調理パン製造業 [0999]

0972 生菓子製造業

主としてケーキ、ドーナツ、パイなどの洋生菓子及びようかん、まんじゅうなどの和生菓子を製造する事業所をいう。

○洋生菓子製造業；和生菓子製造業；ゼラチン菓子製造業；カステラ製造業；蒸しパン製造業；ドーナツ製造業

0973 ビスケット類・干菓子製造業

主としてビスケット、クラッカーなどを製造する事業所をいう。

○ビスケット製造業；干菓子製造業；クラッカー製造業；乾パン製造業；せんべい製造業（小麦粉、でんぶんなどを原料とするもの）

×せんべい製造業（米を原料とするもの） [0974]

0974 米菓製造業

主として米を原料とするあられ、せんべいなどを製造する事業所をい

う。

小麦粉、でんぶんなどを原料とするせんべい類を製造する事業所は細分類 0973 に、せんべい生地を製造する事業所は小分類 099 [0999] に分類される。

○米菓製造業；あられ製造業；うるちせんべい製造業

×せんべい製造業（小麦粉、でんぶんなどを原料とするもの）[0973]；せんべい生地製造業 [0999]

0979 その他のパン・菓子製造業

主として他に分類されないパン及び菓子を製造する事業所をいう。

主な製品は、キャンデー及びチョコレート、油菓（ドーナツを除く）、砂糖漬けなどである。

○キャンデー・チョコレート製造業；油菓製造業（かりんとうなど）；砂糖漬け製造業（甘納豆、ざぼん漬けなど）；ウエハース製造業；氷菓製造業（アイスキャンデーなど）；チューインガム製造業；砂糖菓子製造業

×アイスクリーム製造業 [0912]；ドーナツ製造業 [0972]

098 動植物油脂製造業

0981 植物油脂製造業

主として圧搾、抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油などの植物油及びその副産物の油かす（ケーキミール）を製造する事業所をいう。

また、主としてこれらの粗製の植物油を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれるが、医療用として精製する事業所は中分類 17 [1762] に分類される。

○植物油製造業；大豆油製造業；菜種油製造業；ごま油製造業；落花生油製造業；あまに油製造業；えごま油製造業；米油製造業；つばき油製造業；ひまし油製造業；きり油製造業；オリーブ油製造業；やし油製造業；カポック油製造業；パーム油製造業；綿実油製造業；食用油製造業；サラダオイル製造業；食用精製油製造業

×医療用植物油脂製造業 [1762]

0982 動物油脂製造業

主として圧搾、抽出により動物油及びその副産物としてミールを製造する事業所並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造する事業所をいう。

主として粗製の動物油脂を購入して医療用油脂を製造する事業所は中

分類 17 [1762] に分類される。

○牛脂製造業；豚脂製造業；さなぎ油製造業；鯨油製造業；魚油製造業（いわし・たら・にしん・さめ油など）；内臓油製造業

×医療用動物油脂製造業 [1762]

0983 食用油脂加工業

主として購入した動植物油脂をさらに加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造する事業所をいう。

主として動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所は中分類 17 [1751] に分類される。

○食用精製油脂製造業；マーガリン製造業；ショートニング製造業；精製ラード製造業；精製ヘット製造業

×脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 [1751]；石けん製造業 [1752]

099 その他の食料品製造業

0991 でんぶん製造業

主としてかんしょ、ばれいしょ、穀類からでんぶんを製造する事業所をいう。

○でんぶん製造業；かんしょでんぶん製造業；ばれいしょでんぶん製造業；コーンスターチ製造業

0992 めん類製造業

主としてうどん、そうめん、そば、マカロニなどを製造する事業所をいう。

○製めん業；うどん製造業；そうめん製造業；そば製造業；マカロニ製造業；手打めん製造業；即席めん類製造業；中華めん製造業

0993 豆腐・油揚製造業

主として大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造する事業所をいう。

○豆腐製造業；油揚げ製造業；しみ豆腐製造業

0994 あん類製造業

主として小豆、その他の豆を主原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造する事業所をいう。

○生あん製造業；練あん製造業；乾燥あん製造業

0995 冷凍調理食品製造業

主として野菜、水産物及び食肉を原料として調理食品（味付け、又はころもかけなどのように他の食品を附加したものをいう）を製造し、かつ、凍結設備を使用して急速凍結を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造する事業所をいう。

主な製品は、魚類フライ、ステック、コロッケ、しゅうまい、ぎょうざなどの冷凍調理食品である。

○冷凍調理食品製造業

×冷凍水産食品製造業 [0926]；冷凍野菜・果物製造業 [0931]；そう（惣）菜製造業（冷凍調理食品を除く）[0996]

0996 そう（惣）菜製造業

主として野菜、水産物、穀物、食肉等を原料とした煮物、焼物（いため物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物等の料理品を製造する事業所をいう。

主な製品は、煮豆、うま煮、焼魚、たまご焼、野菜いため、きんぴら、コロッケ、カツレツ、天ぷら、フライ、しゅうまい、ぎょうざ、酢れんこん、サラダ、グラタンなどである。

ただし、主として肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を製造する事業所は、小分類 091 [0911] に、水産缶詰・瓶詰を製造する事業所は、小分類 092 [0921] に、果実缶詰を製造する事業所は、小分類 093 [0931] に分類される。

○そう（惣）菜製造業；和風そう（惣）菜製造業；洋風そう（惣）菜製造業；中華そう（惣）菜製造業

×つくだ煮製造業（水産物のもの）[0929]；のりつくだ煮製造業 [0929]；海藻つくだ煮製造業 [0929]；冷凍調理食品製造業 [0995]；野菜つくだ煮製造業 [0999]；弁当製造業 [0999]；かまぼこ製造業 [0923]；焼きちくわ製造業 [0923]；野菜缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）[0931]；そう（惣）菜製造小売業 [5795]

0999 他に分類されない食料品製造業

主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。

○パン種製造業；ふくらし粉製造業；イースト製造業；きのこ種菌製造；酵母剤製造業；クロレラ製造（養殖）業；しいたけ種駒製造業；こうじ製造業；種こうじ製造業；麦芽製造業；いり豆製造業；こんにゃく製造業；ふ・焼ふ製造業；ゆば製造業；玄米乳製造業；甘酒製造業；納豆製造業；即席ココア製造業；春さめ（豆素めん）製造業；麦茶製造業；はま茶製造業；こぶ茶製造業；プレミックス食品製造業；最中かわ製造

業；バナナ熟成加工業；粉末ジュース製造業；せんべい生地製造業；野菜つくだ煮製造業；果糖製造業；レトルト食品製造業；もち製造業（あんもちを除く）；弁当製造業；サンドイッチ製造業；調理パン製造業；なめ味そ製造業；パン粉製造業；フランペースト製造業
×もやし栽培農業[0113]；ウエハース製造業[0979]；加工卵製造業（液卵，乾燥卵など）[0919]；弁当小売業[5795]；コーヒー豆ほうせん（焙煎）業[1032]；薬用酵母剤製造業[1762]

中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業

総 説

この中分類には、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される。

また、葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などの処理を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、食料品を製造する事業所は、中分類 09-食料品製造業に、たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は、中分類 17-化学工業〔1762〕に分類される。

主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類 J-卸売・小売業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

101 清涼飲料製造業

1011 清涼飲料製造業

主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及びし好飲料を製造する事業所をいう。

主として天然炭酸水の瓶詰を行う事業所は大分類 J-卸売・小売業に分類される。

○清涼飲料製造業；し好飲料製造業；サイダー製造業；ラムネ製造業；炭酸水製造業；ジュース製造業；シロップ製造業（糖みつ製造業でないもの）；ミネラルウォーター製造業；果実飲料製造業；茶系飲料製造業；コーヒー飲料製造業

×糖みつ製造業〔0952〕；ジュース原液製造業〔0931〕；乳酸菌飲料製造業〔0912〕；発酵乳製造業〔0912〕；はちみつ処理加工業〔0919〕；粉末ジュース製造業〔0999〕

102 酒類製造業

1021 果実酒製造業

主としてぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造する事業所をいう。

主として購入した果実酒の瓶詰を行うだけで、製造混合を行わないものは大分類 J-卸売・小売業に分類される。

○果実酒製造業；甘味果実酒製造業；りんご酒製造業；ぶどう酒製造業；いちご酒製造業；みかん酒製造業

×梅酒製造業〔1024〕

1022 ビール製造業

主としてビールを製造する事業所をいう。

○ビール製造業；醸造業（主としてビールを製造するもの）

1023 清酒製造業

主として清酒を製造する事業所をいう。

○清酒製造業；濁酒製造業

1024 蒸留酒・混成酒製造業

主として蒸留機により飲料用アルコール又は焼ちゅうなどを製造し、又はこれらを原料とし他の原料と併用して混成酒（又は再製酒）を製造する事業所をいう。

主な製品は焼ちゅう、ウイスキー、ブランデーなど及び合成清酒、味りん、白酒、リキュール、薬味酒などである。

○ウイスキー製造業；焼ちゅう製造業；洋酒製造業（主として混成酒を製造するもの）；ブランデー製造業；合成清酒製造業；味りん製造業（本みりんを含む）；薬用酒製造業；飲料用アルコール製造業；梅酒製造業

×果実酒製造業 [1021]；甘味果実酒製造業 [1021]

103 茶・コーヒー製造業

1031 製茶業

主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造する事業所をいう。

○荒茶製造業（緑茶、紅茶）；茶再製業（緑茶、紅茶、輸出茶）

×はま茶製造業 [0999]；こぶ茶製造業 [0999]；麦茶製造業 [0999]

1032 コーヒー製造業

主としてコーヒ一生豆をほうせん（焙煎），粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所をいう。

○荒びきコーヒー製造業；インスタントコーヒー製造業；コーヒー豆ほうせん（焙煎）業

×即席ココア製造業 [0999]

104 製氷業

1041 製氷業

主として販売用氷を製造する事業所をいう。

主としてドライアイスを製造する事業所は中分類 17 [1723] に、また、天然氷の採取貯蔵を行うものは大分類 D-鉱業 [0599] に分類される。
○氷製造業（天然氷を除く）；人造氷製造業；冷凍業（主として氷の製造を行うもの）

105 たばこ製造業

1051 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）

主として紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこなどを製造する事業所をいう。

○たばこ製造業

×たばこ卸売業 [5495]

1052 葉たばこ処理業

主として葉たばこの処理、例えば葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などを行う事業所をいう。

ただし、農家で行う乾燥調理などは含まれない。

○葉たばこ処理業

106 飼料・有機質肥料製造業

1061 配合飼料製造業

主として穀類などを原料として、家畜、家きん（禽）、愛がん・観賞用動物などの配合飼料を製造する事業所をいう。

○配合飼料製造業；動物性たん白質混合飼料製造業；植物性たん白質混合飼料製造業；フィッシュソリュブル吸着飼料製造業；観賞魚用飼料製造業；ドッグフード製造業

1062 単体飼料製造業

主として購入した動植物性加工副産物を原料として家畜、家きん（禽）、愛がん・観賞用動物などの単体飼料を製造する事業所をいう。

○酵母飼料製造業；魚粉飼料製造業；羽毛粉飼料製造業；貝殻粉飼料製造業

1063 有機質肥料製造業

主として動物性、植物性の肥料を製造する事業所をいう。

○海産肥料製造業；骨粉肥料製造業；魚肥製造業；植物かす肥料製造業；腐葉土製造業；たい（堆）肥製造業；パークたい（堆）肥製造業

中分類 11—繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

総 説

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。

衣服及びその他の繊維製品の製造を行う事業所は中分類 12—衣服・その他の繊維製品製造業に分類され、また、化学繊維を製造する事業所は中分類 17—化学工業 [174] に分類される。

- (1) 生糸、紡績糸、ねん糸、綱などの製造
- (2) 織物、ニット、レース、組ひも、網などの製造
- (3) 糸、織物、ニット、繊維雑品、綿状繊維などの精練、漂白、染色及び整理
- (4) 製綿、フェルトなどの製造
- (5) 麻製織、整毛などの紡織半製品の製造及びその他の繊維処理

ただし、グラスウール、ロックウールなどの紡織を行う事業所は中分類 22—窯業・土石製品製造業〔それぞれ 2217, 2294, 2295〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

111 製糸業

1111 製糸業

主として生糸を製造する事業所をいう。

○器械生糸製造業；座縫生糸製造業；玉糸製造業；野蚕糸製造業；副蚕糸製造業

112 紡績業

1121 綿紡績業

主として綿から紡績糸を製造する事業所をいう。

○綿紡績業；落綿紡績業；特紡紡績業

1122 化学繊維紡績業

主としてスフ（ビスコース短纖維）、アセテート短纖維、合成纖維短纖維などから紡績糸を製造する事業所をいう。

○スフ紡績業；アセテート紡績業；合成纖維紡績業

1123 毛紡績業

主として羊毛から紡績糸を製造する事業所をいう。

○そ（梳）毛紡績業；紡毛紡績業；毛紡績業

1129 その他の紡績業

主として他に分類されない紡績糸を製造する事業所をいう。

- 絹紡績業；亜麻紡績業；ちよ麻紡績業；黄麻紡績業；手紡績業；和紡績業

113 ねん糸製造業

1131 ねん糸製造業（かさ高加工糸製造業を除く）

主として絹、レーヨン、綿、スフ、毛、合成繊維などの糸から、ねん糸を製造する事業所をいう。

- 絹ねん糸製造業；レーヨンねん糸製造業；綿ねん糸製造業；スフねん糸製造業；毛ねん糸製造業；麻ねん糸製造業；合成繊維ねん糸製造業；カタン糸製造業；刺しゅう糸製造業；意匠より糸製造業；縫糸製造業；金銀ねん糸製造業

×抄紙糸製造業 [1599]；医療用縫合糸製造業 [3134]；金銀糸製造業 [1199]

1132 かさ高加工糸製造業

主としてアセテート、合成繊維などの糸から、かさ高加工糸（伸縮加工糸などを含む）を製造する事業所をいう。

- かさ高加工糸製造業

×分織糸製造業 [1199]；金銀糸製造業 [1199]；金銀ねん糸製造業 [1131]

114 織物業

1141 綿・スフ織物業

主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、和紡糸などで、幅 13.0 cm 以上の織物を製造する事業所をいう。

- 綿織物業；スフ織物業；和紡織物業；タオル地織物業

×ゴム糸入織物製造業 [1185]

1142 絹・人絹織物業

主として生糸、絹紡糸、レーヨン、合成繊維長繊維などで、幅 13.0 cm 以上の織物を製造する事業所をいう。

- 絹織物業；絹紡織物業；人絹織物業

×ゴム糸入織物製造業 [1185]

1143 毛織物業

主としてそ毛糸、紡毛糸、合成繊維紡績糸などで、幅 13.0 cm 以上の織物を製造する事業所をいう。

- そ（梳）毛織物業；紡毛織物業；織フェルト製造業